

議案第 9 号

富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 21 日 提出

富津市長 高 橋 恭 市

提案理由

非常勤特別職の職員として、学校運営協議会委員を設置するとともに、非常勤特別職の職員として委嘱していた結婚相談員の職を整理するため、条例の一部を改正するものである。

富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年
富津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表結婚相談員の項を削り、同表中

「

生活保護嘱託医	月額	44,000	職員の旅費に関 する条例の例に より定める額
---------	----	--------	------------------------------

」を

「

学校運営協議会委員	年額	5,000	職員の旅費に関 する条例の例に より定める額
生活保護嘱託医	月額	44,000	

」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。